

令和3年岩泉町議会基本条例検証報告書

1. 検証の目的

岩泉町議会基本条例第23条に基づき、本条例の目的が達成されているかどうかについて、検証を行い、その達成度を確認し、必要に応じ条例の見直しを行うなど、次年度の議会活性化に資することを目的とする。

2. 検証期間

令和3年5月1日から令和3年12月31日までを対象期間とした。
(改選年)

3. 検証の方法

(1) 各議員がそれぞれ「岩泉町議会基本条例チェックシート」により、条項ごとに評価を行った。その内容を基に、岩泉町議会基本条例推進委員会において精査を行った。

(2) 評価基準は、次の3段階とした。

A = 全て条例の趣旨に則して実施した。

B = 概ね条例の趣旨に則して実施した。

C = 条例の趣旨に則して実施されなかった。

4. 検証の結果

(1) チェックシートは、議員14名全員から提出された。

(2) 条に係る結果

ア. チェック項目は、322項目(23条×14名)からなり、次のとおりの結果となった。

A = 217項目 (67.4%)

B = 100項目 (31.1%)

C = 5項目 (1.5%)

未回答 無し

これを過去と比較すると次のようになる。〔無回答を除いた比率〕

評価	平成29年度	平成30年度	令和元年	令和2年
A	107 (38.4%)	229 (71.1%)	231 (71.7%)	248 (77.0%)
B	157 (56.3%)	88 (27.3%)	90 (28.0%)	74 (23.0%)
C	15 (5.3%)	5 (1.6%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)
	無回答 43			

イ. 条ごとの検証結果は、A（67.4%）とB（31.1%）で、98.5%となり、概ね基本条例の趣旨に則した取り組みが実施されたと判断される。

(3) 条のうちの「項」「号」に係る結果

ア. チェック項目は、588項目（42項・号×14名）からなり、次のとおりの結果となった。

A=419項目（71.2%）

B=161項目（27.4%）

C= 8項目（1.4%）

未回答 無し

これを過去と比較すると次のようになる。〔令和元年から集計〕

評価	令和元年	令和2年	令和3年
A	437 (74.3%)	444 (75.5%)	419 (71.2%)
B	143 (24.3%)	136 (23.1%)	161 (27.4%)
C	8 (1.4%)	8 (1.4%)	8 (1.4%)

イ. 条ごとの検証結果は、A（71.2%）とB（27.4%）を合わせると、98.6%で昨年と同じであるが、基本条例の趣旨に則した取り組みが実施されたと判断される。

5. 総合評価

総合評価においても、Aが6人、Bが8人、Cが0人となっていることから、基本条例に則した取り組みが実施されたと評価された。

これを過去と比較すると次のようになる。

評価	平成29年度	平成30年度	令和元年	2年	3年
A	3	9	7	10	6
B	9	5	7	4	8
C	2	0	0	0	0

6. 検証結果から見た課題

令和3年も、昨年同様、新型コロナウイルス感染症予防対策で、町外への調査・研修や視察ができないことに加え、議員と語る会も計画はしただけ開催でき

なかった。

そのような中で、「条、項、号」から見た議会が今後取り組むべき課題としては、次の事が挙げられた。

よって議員全員協議会等において次年度の取り組み計画を明確にして課題解決に向け推進する必要がある。

- (1) 第 8 条（議員の政治倫理）では、町民の全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、品位の保持し、識見を養うよう引き続き努めること。
- (2) 第 11 条（町民の意見交換会）では、新型コロナウイルス感染症関係で開催できなかったため、実施に向けて取り組む必要がある。
- (3) 第 14 条（政策等の形成過程の説明）第 7 項では、将来のわたる政策等の効果及び費用の説明を求める必要がある。
- (4) 第 17 条（委員会活動）第 2 項では、調査研究、政策立案などを積極的に行う必要がある。
- (5) 第 20 条（議会図書室の充実）では、情報化社会の背景を勘案した対応を検討する必要がある。